

特別療養環境の提供

平成18年10月1日より、健康保険法の一部を改正する法律において、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、従前の特定療養費制度が見直され、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な「評価療養」と、特別の病室の提供など被保険者の選定に係る「選定療養」とに再編成されました。この制度は、「評価療養」及び「選定療養」を受けたときに、療養全体にかかる費用のうち基礎的部分については保険給付をし、特別料金部分については全額、患者様の自己負担とすることによって、患者様の選択の幅を広げようとするものです。

当院では次の3つの選定療養が承認されております

- 特別の療養環境の提供（差額ベッド）
- 180日間を超える入院
- 薬剤の長期収載品

1. 個室料に関する料金（1日につき）

個室	3,000円
二人部屋	1,000円

※ 病状等により医師が指示した場合はこの限りではありません。

2. 通算入院期間が180日を超えた日以降の入院料のうち選定療養に係る入院料金

1日につき	2,110円
-------	--------

3. 薬剤の長期収載について ※別紙参照